

大鰐町地域おこし協力隊募集要項

1 協力隊募集の背景と目的

青森県大鰐町（おおわにまち）は、温泉旅館や公衆浴場、歴史ある食堂や喫茶店など何代にも渡り営業を続けているお店が数多く存在しています。近年は、進学や就職で一度町を出た後、「生まれ育った町を盛り上げたい」という想いでUターンする若者や移住して開業する動きも生まれています。

しかし、こうした新しい動きも含め、町の魅力は十分に知られていません。町を訪れる方の多くは宿泊施設に滞在するにとどまり、町なかを歩く機会が少ないため、地域の店舗や事業者への人の流れが生まれにくい状況です。

また、町のホームページや広報誌、公式LINE、Instagram等を活用し、イベントや施策情報など様々な魅力を発信していますが、都市部はもとより町民へも十分な発信ができていないという重要な課題があります。町内の事業者においても、自ら情報を発信する手段やノウハウを持たない場合が多く、それぞれの魅力が埋もれたままとなっています。

これらは町が長年抱えてきた課題ですが、役場職員は日常業務を担いながらの対応となるほか、地域で当たり前になっている事柄の価値に気づくことが難しいという面もあります。町の外から来た方だからこそ見つけられる魅力があり、その視点を持って住民や事業者と関わりながら発信できる人材を必要としています。

なお、発信の手段はSNSに限りません。伝えたい内容や届けたい相手に応じて、Web、動画、紙媒体など適切な手段を選びながら取り組んでいただきます。

そこで、町の魅力を掘り起こして町内外へ伝え、住民や事業者とつながりながら、訪れた方が町なかを回遊する流れをつくる役割を担っていただける方を募集します。

協力隊となるあなたにとって、大鰐が特別な「ふるさと」だと感じられるような活動を共に行いませんか。

2 活動内容

(1) ミッション内容

情報発信による町の魅力の掘り起こしと町なかの回遊づくり

(2) 活動方針

① 大鰐町の魅力を掘り起こし、発信する活動

町に暮らす人々や事業者との対話を通して町について知り、気付いた魅力を町内外へ発信する。

地域住民は多種多様であり、扱う情報によって適切な発信手段も異なるため、試行錯誤しながら手段を見極めて発信を行う。

② 町の事業者が自ら発信できるようにする活動

事業者が自らの魅力を伝えられるよう、発信の方法や題材の見つけ方を一緒に考え、継続して発信できるよう伴走する。

③ 町なかの回遊と住民・事業者との新しいつながりを生み出す活動

訪れた方が町なかを歩き、地域の店舗や事業者、そして住民と出会う流れをつくる。地域住民との出会いや交流を通じて、町の新しいつながりを創る。

また、これまでの経験やスキルを活かし、町にとって新しいチャレンジとなるきっかけをつくる。

(3) 活動内容

〈必須の活動〉

① 広報活動・情報発信

- ・町の魅力についての SNS・Web・動画・紙媒体等での情報発信
- ・町の魅力を伝えるコンテンツづくり
- ・地域住民や事業者との出会い・交流を通じた魅力の掘り起こし

※発信の媒体、発信回数、達成目標等は、経験やスキルを基に面談時に相談・決定します。

※想定するスキルの目安：届けたい相手に合わせて媒体を使い分けられること

(若年層向けには Instagram・TikTok、上の世代向けには Facebook 等)

② 活動報告会の実施

- ・1年を通しての活動について、町民向けに活動報告会の実施

〈得意分野や適性に応じて取り組む活動〉

※着任後、本人の経験やスキル、希望を踏まえ、担当課との相談のうえ取り組む内容を決めます。

③ 町の事業者の情報発信に対する支援

- ・発信方法や題材の見つけ方の共有
- ・事業者と一緒に取り組む発信活動

④ 町なかの回遊を生み出す取組み

- ・町内の店舗や地域資源をつなぐ企画の立案・実施
- ・住民と来訪者が出会い、交流する場づくり

⑤ その他、地域活性化に関する業務

- ・町主催のイベント、行事への参加
- ・町が行う新たな取組みへの参画

※上記のほか、スキル、経験を活かした活動を担当課との協議の上、企画・実施することも可能です。

〈(例) 3年間のイメージ〉

着任 ～ 1か月	町内の事業者や住民への挨拶回りを行い、町の現状を知る。
	町の既存の発信媒体（ホームページ、広報誌、公式 LINE、Instagram 等）を把握する。
	担当課と相談のうえ、1年目の活動計画（発信の媒体・頻度・目標）を作成する。
～半年	地域住民とコミュニケーションをとり、信頼関係構築を図る。
	SNS・Web 等での情報発信を開始する。
	町の歴史や地域資源への理解を深める。
～1年	発信を継続し、反応を見ながら媒体や内容を見直す。
	活動報告会を実施する。
2年目	情報発信を継続し、改善・拡充に取り組む。
	町内事業者と一緒に、発信の取組みを始める。
	町なかの回遊につながる企画を計画・実施する。
	町内事業者や来訪者との新しいつながりを創る。
	任期後を見据えた資格取得・準備を行う。
	活動報告会を実施する。
3年目	1年目および2年目の活動を継続する。
	事業者が自ら発信を継続できる状態を目指す。
	活動の総まとめ・活動報告会を実施する。
	任期終了後の準備をする（起業・就職等）。
	後任の育成を行う（必要に応じて実施）。

3 求める人物像

大鰐町では、次のような方をお待ちしています。

〈必ず備えてほしいこと〉

- ① 人と関わることを大切にし、初対面の方にも自分から声をかけられる方
- ② 指示を待つのではなく、自ら課題を見つけて動くことができる方
- ③ 一度きりで終わらせず、情報発信を継続して積み重ねられる方

- ④ わからないことを率直に相談し、周囲から学ぶ姿勢のある方
- ⑤ 積雪や車での移動など、大鰯町での暮らしを前向きに受け入れられる方

〈歓迎する経験・スキル〉

- ・ SNS の運用経験（個人のアカウントでの経験も含みます）
- ・ 伝えたい相手に応じて、発信する媒体を使い分けられること
- ・ 写真撮影、動画編集、文章作成のいずれかの経験
- ・ 接客、営業、販売など、人と関わる仕事の経験
- ・ 企画立案やイベント運営の経験
- ・ 地域や小規模事業者と関わる仕事の経験

4 応募・選考方法

選考に進む方は以下の流れを参考に準備を行ってください。

〈応募から採用までの流れ〉

- ① カジュアル面談（オンライン・相談のみも可）→ ② 書類審査
→ ③ 最終面接（現地開催）→ ④ 採用

※①の面談を行わず、②の書類審査に進む方には、担当から直接連絡する場合があります。

※現地でのカジュアル面談・相談を行うことができない方は、オンラインでの対応も可能です。まずは以下の担当まで、お問合せください。

担 当：大鰯町企画観光課 移住定住促進係

電 話：0 1 7 2-5 5-6 5 6 1

E-mail：kikaku@town.owani.lg.jp

5 大鰯町（おおわにまち）について

大鰯町は青森県津軽地方の南端に位置し、弘前市、平川市及び秋田県大館市と隣接する自然に囲まれた町です。

四季が豊かで春には50年以上続く、中学生により植樹されたツツジの花が咲き誇り、夏にはねぷたまつり、秋には名産のりんごがたわわに実ります。冬には、大正時代から根付くスキーを楽しめます。

町の歴史も深く、津軽藩主の湯治場として利用され、今も生産されている温泉熱を活用した「大鰯温泉もやし」を献上するなど、由緒ある温泉が有名です。現在も温泉旅館を訪れる観光客や共同浴場に通う町民の暮らしに欠かせない存在となっています。

交通の面においても、国道7号線や高速道路のインターチェンジがすぐそばを通るため、観光や車での移動がしやすい他、JRや路線バス、予約制バスも走行しているため、通勤、通学、買い物なども想像以上にしやすい町です。

6 募集概要

募集人数	1 名
申込受付 期間	令和 8 年 1 0 月 1 日（木）から令和 9 年 2 月 2 6 日（金）まで ※応募いただいた方から順番に書類審査を開始。 ※受付締切日を待たずに募集を終了する場合があります。
活動内容	「2（3）活動内容」に記載のある活動
雇用関係の 有無	有
雇用形態 及び 処遇等	① 身分 地方公務員法第 2 2 条の 2 第 1 項第 1 号（※ 1）に規定する 会計年度任用職員 ② 報酬 年額：3, 5 0 0, 0 0 0 円程度 月額：2 0 9, 9 0 0 円 ※月額から社会保険料等本人負担分を控除 ※期末手当・勤勉手当あり（毎年 6 月と 1 2 月） ③ 社会保険等 健康保険、厚生年金、雇用保険に加入 ④ 住居 大鰐町内へのアパートへ入居 家賃・火災保険・アパート更新料は本人負担なし（町負担） ※光熱水費や住居入居に係る敷金・礼金は本人負担 ⑤ その他 ・車両：公用車を 1 台配置 ・PC：業務用 PC を配置 ・通信環境：SNS 発信に支障のない通信手段 （ポケット Wi-Fi 等）を用意 ・協力隊業務に関する経費は、担当者との協議の上、必要に 応じて予算の範囲内で支給します。
着任期間	原則として令和 9 年 4 月 1 日。 ※前職の退職時期や転居の都合により、5 月または 6 月の着任 も相談に応じます。
任用期間	任用の日から当該年度の末日まで。 ※勤務実績が良好な場合は任用期間を更新（最大 2 回まで）

	※更新の判断は、活動報告の提出状況、担当課との定期面談、年度当初に定めた活動計画の達成状況、勤務態度等を踏まえて行います。
応募資格	以下の要件を満たす方が応募できます。 ① 高等学校卒業以上で、SNS・Webでの情報発信や広報活動の経験がある方 または、情報発信に強い意欲があり、着任後に学ぶ姿勢のある方 ② 任用の日において18歳以上の方 ③ 応募日時点において、3大都市圏をはじめとする都市地域等（※2）に住民登録をしている方 ④ 任用後、大鰐町に住民票を異動し生活拠点を移すことができる方 ⑤ 普通自動車運転免許をお持ちの方（AT 限定可）、または着任までに取得の見込みがある方 ⑥ 基本的なパソコン操作ができ、プレゼン発表の経験がある方、または実践意欲のある方 ⑦ 誠実に職務を行うことができる方 ⑧ 地方公務員法第16条に規定する一般職員の欠格条項（※3）に該当しない方 ⑨ 日本語で業務上の読み書き・会話ができる方（日本国籍を有しない方は、就労可能な在留資格を有し、日本語能力試験N1相当の日本語能力を有することを目安とします）
勤務地	大鰐町役場 企画観光課
勤務時間等	1週間あたり30時間（パートタイム勤務） ※通常午前8時30分から午後3時30分までの6時間勤務。 ※原則週5日勤務、休憩1時間あり。
休暇等	取得については、事前に担当者へ相談すること。 ① 年次有給休暇 ※任用期間、勤務月数に応じて付与されます。 未使用分は翌年度に繰り越すことができます。 ② 病気休暇 ③ 介護休暇 ④ 特別休暇（例：結婚、出産等）
応募方法	応募書類に記載の上、郵送又は持参にて提出してください。 ① 提出書類 ・応募用紙（写真貼付） ※町ホームページに掲載している様式を使用してください。

	・住民票１通（直近１か月以内のもの） ※持参する場合は、祝日を除く、平日の午前８時１５分から午後５時までをお願いします。 ② 選考方法 書類選考のうえ、面接を実施します。 ※実施日時・場所及びその結果（合否）については、書面にて通知します。 ※面接に係る交通費及び宿泊費については、個人負担となりますが「大鰐町おためし居住体験事業」を利用可能です。
応募先	〒０３８－０２１１ 青森県南津軽郡大鰐町大字大鰐字羽黒館５番地３ 大鰐町総務課 人事行政係 あて Ｔ Ｅ Ｌ：０１７２－４８－２１１１
問合せ先	〒０３８－０２１１ 青森県南津軽郡大鰐町大字大鰐字羽黒館５番地３ 大鰐町企画観光課 移住定住促進係 Ｔ Ｅ Ｌ：０１７２－５５－６５６１ （受付時間：平日８時１５分～１７時まで） Ｆ Ａ Ｘ：０１７２－４７－６７４２ Ｅ-mail：kikaku@town.owani.lg.jp

（※１） 地方公務員法第２２条の２第１項第１号

第二十二條の二（會計年度任用職員の採用の方法等）

次に掲げる職員（以下この条において「會計年度任用職員」という。）の採用は、第十七条の二第一項及び第二項の規定にかかわらず、競争試験又は選考によるものとする。

- 一 一會計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職（第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を除く。）（次号において「會計年度任用の職」という。）を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であるもの

（※２） ３大都市圏をはじめとする都市地域とは

【参考】<https://www.soumu.go.jp/chiikiokoshitai/pdf/000847999.pdf>

(※3) 地方公務員法第16条

第十六条 (欠格条項)

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

【参考】地方公務員法全文

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=325AC00000000261>